

一般社団法人日本雑草学会の概要 ー主にこれまでとの違いについてー

新法人に期待されること

① 社会的信用が向上

法律に定められた法人として学会を運営することにより社会的信用が増します。このことは、科研費補助申請や学会から社会に向けた情報や意見の発信など、学会として様々な事業を行う上で重要です。なお、今回の法人化にあわせて、本学会の目的を達成するための事業の一つとして、「研究成果に基づく社会への提言」を定款に加えました。

② 法律行為（契約、雇用、売買、貸借）が可能

任意団体では学会名義での銀行口座開設を行うことができないため、会長の個人名で行わなければなりません。新法人では、学会名義で銀行口座を開設でき、海外への送金など学会運営に必要な手続きをスムーズに行うことができます。

③ 透明性の高い会計処理

法人会計基準に従って会計処理を行うことにより、税務リスクを回避できます。

法人運営のための経済的負担

税申告の依頼や一般法人法に則った運営にかかる税理士や司法書士の費用など、法人運営にかかる経費が増えます。これについては、財務事務の適正化や効率化により対処します。

会員の負担、会費など

今回の法人化により会員の負担が増えることはありませんし、手続きも必要ありません。また、国内正会員、賛助会員、団体会員の会費はこれまでと同じです。海外在住の会員については、これまで国外会員（外国人の会員）、海外会員（海外在住の日本人の会員）、協力国会員に区分していましたが、これら全てを海外会員として一つにまとめ、会費も一律としました。

会員の権利

国内会員の権利に大きな変更はありません。学会誌の購読、論文投稿時の特典、選挙権・被選挙権など、従来通りの権利が保障されます。ただし、新法人では代議員総会が学会の最高決議機関となることから、会員総会（これまでの総会）における会員の議決権はなくなります。

海外会員の権利も基本的に変更はありませんが、旧区分の海外会員（海外在住の日

本人の会員)が有していた選挙権・被選挙権は廃止されます(理由:権利は有していたが、海外在住のため実質的には行使されていなかったため)。

学会の組織

- ・従来の評議員の役職は、代議員となります。代議員が一般法人法上の社員に該当します。
- ・各委員の委員長が理事となり、理事会を構成します。理事会は従来の幹事会と同様の役割を担い、学会の活動・運営方針、予算案の策定などを行います。
- ・会長、副会長が代表理事となります。役職の呼称は従来通りです(理事長の呼称は使用しません)。
- ・会計監査は監事に呼称が変更となり、収支決算だけでなく学会運営全体を監査する権限を持つようになります。
- ・従来の評議員会に相当する代議員総会において、学会の活動、運営、予算などについての決議を行います。
- ・従来、役員改選年の評議員会では、当期の活動報告・収支決算を改選前の評議員が、次期の活動計画・予算案を改選後の評議員がそれぞれ審議しましたが、新法人では当期、次期の両方の議案を改選後の代議員が審議します。
- ・従来の総会は会員総会となります。会員総会では、代議員総会での決議事項の報告がなされます。審議、決議することはありません。

選挙の方法

- ・代議員(従来の評議員)の選出方法に変更はありません。すなわち、地域ごとの会員数に応じた人数の代議員を、当該地域の正会員の投票により選出します。なお、従来の会長指名評議員の制度は廃止されます。
- ・理事および監事は、代議員総会で選任されます。
- ・会長、副会長は従来評議員の投票により選出していましたが、新法人では代議員総会で選任された理事の中から理事会で選任する形式となります。会長、副会長の選任に当たっては代議員による投票結果を元に理事会で選任されますので、実質的に代議員の投票により選出されることになります。
- ・理事会では会長、副会長の選任のほか、他の業務執行役員(幹事長、委員長など)や庶務幹事、委員会幹事・委員など学会の執行体制を定めます。

支部と学術研究部会

地域に置かれた支部は廃止されますが、従来通り地域研究会としての自主的な運営をサポートします。学術研究部会は新法人の学会事業として位置づけます。現在活

動中の学術研究部会は新法人に受け継がれます。

新法人の設立と任意団体の解散

新法人の法人登記は2019年3月25日に完了し、その日が新法人の設立日になります。ただし、実質的な事業運営については、2019年4月の評議員会において法人設立および任意団体の解散に関する決議を行い、その後学会の機能や資産を任意団体から新法人に移行します。任意団体としての日本雑草学会の解散は、新法人に資産の移行が完了してからの予定です（2019年6月頃の見込み）。

法人設立初年度の運営体制

新法人設立時の運営体制は定款の附則に定められています。法人設立時理事は、現在の会長、副会長、幹事長、各委員長が就き、現在の役職をそのまま引き継いで運営に当たります。定款上代議員は選挙で選ばれますが、2019年の秋に新法人最初の代議員選挙が行われます。設立初年度に限り代議員は不在となりますので、設立時社員が法人運営の諸事を定めます。なお、設立時社員は、移行時の手続き簡素化のため、会長・副会長の3名としています。